独立行政法人情報通信研究機構の業務（特定業務を除く。）の運営に関する省令等の一部を改正する省令

（独立行政法人情報通信研究機構の業務（特定業務を除く。）の運営に関する省令の一部改正）

第一条　独立行政法人情報通信研究機構の業務（特定業務を除く。）の運営に関する省令（平成十六年総務省令第六十八号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

国立研究開発法人情報通信研究機構の業務（特定業務を除く。）の運営及び人事管理に関する省令

第一条中「独立行政法人情報通信研究機構（以下「機構」という。）の行う業務（独立行政法人情報通信研究機構法（以下「機構法」という。）」を「機構の行う業務（機構法」に、「独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）」を「通則法」に改め、同条を第一条の三とする。

第一条の三の前に次の二条を加える。

（監査報告の作成）

第一条　国立研究開発法人情報通信研究機構（以下「機構」という。）に係る独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号。以下「通則法」という。）第十九条第四項の主務省令で定める事項については、この条の定めるところによる。

2　監事は、その職務を適切に遂行するため、次に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。この場合において、役員（監事を除く。第一号及び第五項において同じ。）は、監事の職務の執行のための必要な体制の整備に留意しなければならない。

一　機構の役員及び職員

二　機構の子法人（通則法第十九条第七項に規定する子法人をいう。以下同じ。）の取締役、会計参与、執行役、業務を執行する社員、会社法（平成十七年法律第八十六号）第五百九十八条第一項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人

三　その他監事が適切に職務を遂行するに当たり意思疎通を図るべき者

3　前項の規定は、監事が公正不偏の態度及び独立の立場を保持することができなくなるおそれのある関係の創設及び維持を認めるものと解してはならない。

4　監事は、その職務の遂行に当たり、必要に応じ、機構の他の監事、機構の子法人の監査役その他これらの者に相当する者との意思疎通及び情報の交換を図るよう努めなければならない。

5　監事は、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　監事の監査の方法及びその内容

二　機構の業務が、法令等に従って適正に実施されているかどうか及び中長期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているかどうかについての意見

三　機構の役員の職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制その他機構の業務の適正を確保するための体制の整備及び運用についての意見

四　機構の役員の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実があったときは、その事実

五　監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由

六　監査報告を作成した日

（監事の調査の対象となる書類）

第一条の二　機構に係る通則法第十九条第六項第二号の主務省令で定める書類は、国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成十一年法律第百六十二号。以下「機構法」という。）及び国立研究開発法人情報通信研究機構法施行令（平成十六年政令第十三号）の規定に基づき主務大臣に提出する書類とする。

第二条の見出し中「中期計画」を「中長期計画」に改め、同条第一項中「第三十条第一項前段」を「第三十五条の五第一項前段」に、「中期計画」を「中長期計画」に、「及び第四条第一項」を「、第四条第一項、第五条第一項及び第六条第一項」に改め、同条第二項中「第三十条第一項後段」を「第三十五条の五第一項後段」に、「中期計画」を「中長期計画」に改める。

第三条の見出し中「中期計画」を「中長期計画」に改め、同条中「第三十条第二項第七号」を「第三十五条の五第二項第八号」に改める。

第四条第一項中「通則法」の下に「第三十五条の八の規定により読み替えて準用する通則法」を加え、「中期計画」を「中長期計画」に改め、同条第二項中「除く」の下に「。次条第一項及び第六条第一項において同じ」を、「通則法」の下に「第三十五条の八の規定により読み替えて準用する通則法」を加える。

第五条から第七条までを次のように改める。

（業務実績等報告書）

第五条　機構は、機構の業務（特定業務を除く。）に係る通則法第三十五条の六第三項の報告書には、次の表の上欄及び中欄に掲げる報告書及び項目の区分に応じ、同表の下欄に定める事項を記載しなければならない。

事業年度における業務（特定業務を除く。）の実績及び当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書	当該事業年度に係る年度計画に定めた項目	一　当該事業年度における業務（特定業務を除く。）の実績（当該項目が、通則法第三十五条の四第二項第二号に掲げる事項に係るものである場合には次のイからニまで、同項第三号から第五号までに掲げる事項に係るものである場合には次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものに限る。） イ　中長期計画及び年度計画の実施状況 ロ　当該事業年度における業務（特定業務を除く。）の運営の状況 ハ　当該項目に係る指標がある場合には、当該指標及び当該事業年度の属する中長期目標の期間における当該事業年度以前の毎事業年度の当該指標の数値 ニ　当該事業年度の属する中長期目標の期間における当該項目に係る財務情報及び人員に関する情報 二　当該項目が通則法第三十五条の四第二項第二号から第五号までに掲げる事項に係るものである場合には、前号に掲げる業務の実績について機構が評価を行った結果（次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものに限る。） イ　評定及び当該評定を付した理由 ロ　業務（特定業務を除く。）の運営上の課題及び当該課題に対する改善方策 ハ　過去の報告書に記載された改善方策のうちその実施が完了した旨の記載がないものがある場合には、その実施状況
中長期目標の期間の終了時に見込まれる中長期目標の期間における業務（特定業務を除く。）の実績及び当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにする報告書	中長期計画に定めた項目	一　中長期目標の期間の終了時に見込まれる中長期目標の期間における業務（特定業務を除く。）の実績（当該項目が、通則法第三十五条の四第二項第二号に掲げる事項に係るものである場合には次のイからニまで、同項第三号から第五号までに掲げる事項に係るものである場合には次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものに限る。） イ　中長期目標及び中長期計画の実施状況 ロ　当該期間における業務（特定業務を除く。）の運営の状況